

長瀬字上村後

長瀬字三ノ上村後一四四二の一の一部、一四四四の一、一四四二の二の一部、一四四三の一部、一四四四の一部、一四五四の二、一四五五の一、一四五五の二の一部、一四六一の二、一四六一の六、一四五六から一四五八の二まで、一四六〇の一、一四六一の一、字二ノ上村後の区域、字上村後の区域、字高浜一五一七の二の一部、一五一九の一の一部、一五一九の三から一五一九の五まで、一五一九の六の一部、一五一九の七の一部、一五三五の一の一部、一五三五の二の一部、一五三五の五の一部、一五三六の一、一五三六の二の一部、一五三七から一五四九の一まで、一五五〇の一の一部、一五五〇の二、一五五〇の四から一五五二の一まで、一五五二の二の一部、一五五二の三、一五五三の一、一五五三の二、一五五三の三の一部、一五五三の四の一部、一五五三の五、一五五四の一の一部、一五五四の二から一五五四の五まで、一五五四の六の一部、一五五四の七の一部、一五五四の八の一部、一五五四の九、一五五四の一〇、一五五四の一三、一五五五の一の一部、一五五五の二の一部、一五五五の三の一部、一五五五の五の一部、一五五六の一の一部、一五六九の二の一部、一五六九の八の一部、一五六九の九の一部、一五六九の一二、一五六九の一三、一五六九の一四の一部、一五六〇の二の一部

長瀬字五ノ中浜一六二〇の一の一部、一六二〇の二の一部、字新中浜の区域、字新嘉平柳一五七四の一から一五八

長瀬字高浜

〇の二まで、字三ノ浜根荒神二五八二、二五八三の一の一部、字高浜の区域のうち一五〇〇、一五〇一、一五〇六の一部、一五〇七の一部、一五〇八の一、一五〇八の二の一部、一五〇八の三の一部、一五〇八の四の一部、一五〇八の六の一部、一五〇九の一、一五〇九の三の一部、一五〇九の五、一五一〇の五の一部、一五二四の一の一部、一五二六の一の一部、一五二六の二の一部、一五二六の三の一部、一五一七の二の一部、一五一九の一の一部、一五一九の三から一五一九の五まで、一五三〇の一、一五六九の三の一部、一五一九の六の一部、一五一九の七の一部、一五三五の一の一部、一五三五の二の一部、一五三五の五の一部、一五三六の一、一五三六の二の一部、一五三七から一五四九の一まで、一五五〇の一の一部、一五五〇の二、一五五〇の四から一五五二の一まで、一五五二の一部、一五五二の三、一五五三の一、一五五三の二、一五五三の三の一部、一五五三の四の一部、一五五三の五、一五五四の一の一部、一五五四の二から一五五四の五まで、一五五四の六の一部、一五五四の七の一部、一五五四の八の一部、一五五四の九、一五五四の一〇、一五五四の一三、一五五五の一の一部、一五五五の二の一部、一五五五の三の一部、一五五五の五の一部、一五五六の一の一部、一五六九の一の一部、一五六九の八の一部、一五六九の九の一部、一五六九の一二、一五六九の一三、一五六九の一四の一部及び一五六〇の二の一部以外の区域

<p>字長瀬二ノ下浜屋敷</p>	<p>長瀬字九ノ下浜</p>
<p>長瀬字五ノ下浜一三八七の二の一部、一三八八の二の一部、一三八五の二の一部、一三八六の二の一部、字二ノ下浜屋敷の区域のうち二二七八の二の一部及び二二七八の四の一部以外の区域</p>	<p>長瀬字又四郎開一八二九の二の一部、一八三二の三の一部、一八三二の二の一部、一八三五の二の一部、字下村後一四二五の二の一部、一四二五の三の一部、一四二五の五の一部、一四二五の六の一部、一四二五の七の一部、一四二五の八の一部、一四二五の九の一部、一四二五の一〇の一部、一四二五の一八の一部、一四二六の四九の一部、字五ノ下浜一三六一の二の一部、一三六二の一〇の一部、一三六二の九の一部、一三六二の八の一部、一三六二の二の一部、一三七二の二の一部、一三七二の四の一部、一三七三の二の一部、一三七五、一三七六の一部、一三八七の二の一部、一三八七の三の一部、一三八六の二の一部、一三八六の三の一部、一三八八の二の一部、一三八八の四の一部、一三八八の五の一部、字九ノ下浜の区域のうち一四〇七の二の一部、一四〇八の三の一部、一四〇八の四の一部、一四〇八の八の一部、一四〇八の九の一部、一四一四の二の一部、一四一五の二の一部、一三九四の四の一部、一三九七の二の一部、一三九七の三の一部及び一四一五の五の一部以外の区域、字二ノ下浜屋敷一三七八の二の一部、一三七八の四の一部</p>
<p>長瀬字二ノ下浜</p>	<p>長瀬字四ノ下浜</p>
<p>長瀬字下浜一八四六の二の一部、一八四六の三の一部、一八四八の二の一部、一八四八の三の一部、一八五五の四の一部、字二ノ下浜(北側の土地)一八六六の二の一部、一八八七の二の一部、一八八七の四の一部、一八八八の二の一部、一八八九の二の一部、一九一五の三の一部、一九一五の二の一部、字二ノ下浜(南側の土地)の区域のうち一三三三の二の一部</p>	<p>長瀬字下浜一八三七の二の一部、一八四三の八の一部、一八五五の三の一部、字又四郎開一八三五の二の一部、字九ノ下浜一三九四の四の一部、字五ノ下浜の区域のうち一三六〇の二の一部、一三六一の二の一部、一三六二の一〇の一部、一三六二の九の一部、一三六二の八の一部、一三六二の二の一部、一三七二の二の一部、一三七二の三の一部、一三七二の四の一部、一三七三の二の一部、一三七五、一三七六の二の一部、一三八七の二の一部、一三八七の三の一部、一三八六の二の一部、一三八六の三の一部、一三八八の二の一部、一三八八の三の一部、一三八八の四の一部、一三八八の五の一部、字二ノ下浜(南側の土地)一三五五の二の一部</p>

	<p>部、一三三三の七の一部、一三三三の二の一部、一三三三の四の一部、一三五五の三の一部及び一三五五の二の一部以外の区域</p>
<p>長瀬字御建山下</p>	<p>長瀬字二ノ下浜(南側の土地) 一三三三の二の一部、一三三三の七の一部、一三三三の二の一部、一三三四の一部、一三五五の三の一部、字二ノ下浜(北側の土地) 一八九九の一部、一八九〇の二の一部、一八九〇の三の一部、字御建山下の区域のうち一三三二の二五の一部、一三三二の二九の一部、一三三二の三〇の一部、一三三二の三一の一部、一三三二の三二の一部、一三三二の三三の一部及び一三三二の九九の一部以外の区域</p>
<p>長瀬字下浜</p>	<p>長瀬字御建山下(一三三二の九九の一部、字二ノ下浜(北側の土地) 一八八三の三の一部、一八八三の二、一八八三の四、一八八四、一八八五、一八八六の二の一部、一八八六の二、一八八六の五、一八八六の七、一八八七の二の一部、一八八七の三、一八八七の四の一部、一八八八の一部、一八八九の一部、一八九〇の二の一部、一八九〇の三の一部、一八九一、一八九二、一八九四の三、一八九四の四、一八九五の二、一八九五の三、一八九五の六、一八九六の一部、一八九七の二、一八九八の一部、一九〇〇の一部、一九一五の二の一部、字下浜の区域のうち一八四六の二の一部、一八四六の三、一八四七の二の一部、一八四八の二の一部、一八五二の一部、一八五三の二の一部、一八五五の一部、一八五五の二の一部、一八五五の四の一部、一八</p>
	<p>四三の八の一部、一八三七の二の一部及び一八五五の三の一部以外の区域、字五ノ下浜一三六〇の一部、字又四郎開一八三二の二の一部、一八三二の四の一部、一八三五の二の一部、一八三五の三の一部、一八六八の一部、一八七〇の一部、一八七一の四の一部、一八二五の一部、一八二八の一部</p>
<p>長瀬字又四郎開</p>	<p>長瀬字九ノ下浜(一三九七の二の一部、一三九七の三の一部、一四一五の二の一部、字下村後一四二五の一〇の一部、一四二五の二の一部、一四二五の三の一部、一四二六の四九の一部、字又四郎開の区域のうち一八二二の一部、一八二六の一部、一八二八の一部、一八二〇の二の一部、一八二〇の三の一部、一八六八の一部、一八七〇の二の一部、一八七一の二の一部、一八七一の三の一部、一八七〇の四の一部、一八七三、一八〇八から一八一〇の二まで、一八一〇、一八一〇の二の一部、一八二五の一部、一八三二の二の一部、一八三二の三の一部、一八三五の二の一部、一八三二の二の一部、一八三二の三の一部、一八七一の三、一八二八の一部及び一八二九の二の一部以外の区域</p>
	<p>長瀬字二の下浜(北側の土地) 一八七九から一八八一の二まで、一八八二、一八八三の二、一八八三の三の一部、一八九六の一部、一八九八の一部、一八九九の二、一八九九の三、一九〇〇の二の一部、一九〇二の二、一九〇三の二、一九〇三の三、一九〇三の四、一九〇三の五</p>

長瀬字文助開

の一部、一九〇三の三、一九〇四から一九〇七まで、一九〇八の一部、一九〇九の一、一九〇九の二の一部、一九〇九の四、一九〇九の五から一九〇九の一まで、一九〇九の一三の一部、一九〇九の一四の一部、一九一〇の一部、一九一一の一部、一九一二の二から一九一四の二まで、一九一五の一部、一九一五の二の一部、一八八一の二の一部、字又四郎開一八七〇の一部、一八七三の一部、一八七二の一部、一八七一の二の一部、一八一二の一部、一八七二の三の一部、字三ノ下浜一九二六の二の一部、一九二六の二、一九二六の四、一九二六の六、一九一七、一九一八の一、一九一八の二、一九一八の三、一九一九の二の一部、一九一九の二、一九二〇の二の一部、一九二〇の二の一部、一九二一の二の一部、一九二一の二の一部、一九二二の一部、一九二三の二の一部、一九二四の二の一部、一九二四の三、一九二四の四、一九二五の二の一部、一九二五の三、一九二五の四の一部、字徳松開一七七八の一部、一七七九の二から一七八二まで、一七八三の一部、一七八六の二の一部、一七八六の二、一七八六の三の一部、字和助前一七八七の二の一部、一七八七の二の一部、一七八七の三の一部、字文助開の区域のうち一八六七の二の一部及び一八五五の二の一部以外の区域

長瀬字徳松開一七六八の二の一部、一七六九の二、一七六九の三の一部、一七六九の三の一部、一七八六の三の一部、一七八九の二の一部、一七八九の二の一部、一七八六の五の一部、一七八六の二

長瀬字和助前

の一部、一七八三の一部、一七七二の二の一部、字又四郎開一八七三の一部、一八〇八から一八一〇の二まで、一八一〇の二の一部、一八七二の三の一部、一八一二の一部、一八二二の一部、一八二二の二の一部、一八二二の三の一部、一八七二の二の一部、字和助前の区域のうち一七八七の二の一部、一七八七の二の一部、一七八七の三の一部、一七九二の二の一部、一七九二の二の一部、一七九五の二の一部、一七九四の一部、一七九八の一部及び一八〇七の六の一部以外の区域

長瀬字徳松開

長瀬字三ノ下浜一九一九の二の一部、一九二〇の二の一部、一九二〇の二の一部、一九二〇の二の一部、一九二二の二の一部、一九二二の二の一部、一九二二の二の一部、一九二五の四の一部、一九二六から一九三〇の二まで、一九三一の二の一部、一九三一の二、一九三三の一部、一九三五の二の一部、一九三九の二の一部、一九四七の二の一部、一九四一の二から一九四六まで、一九四七の二の一部、一九四八の二の一部、一九四九の二の一部、一九四九の二の一部、一九四九の三の一部、字二ノ千石一九五九の二五の一部、字徳松開一七六三の一部、一七六四の二の一部、一七六四の二の一部、一七六五の二の一部、一七六七の二の一部、一七六八の二の一部、一七六八の二の一部、一七七二の二の一部、一七七二の二の一部、一七七二の二から一七七六の二まで、一七七八の二の一部、一七八六の五の一部、一七八九の二の一部

長瀬字四ノ千石

の二部、二〇〇一の一五、二〇〇一の一八の二部、二〇〇一の一九の二部、二〇〇一の二〇の二部、二〇〇一の二二の二部、二〇〇一の四二、二〇〇四の一の二部、二〇〇四の二の二部、字七ノ千石二〇七七の二の二部、字六ノ千石二〇四七の二部、二〇四八の二部、二〇四九の二部、二〇五〇の二部、二〇六八の三の二部、二〇六八の四の二部、久留字三ノ大繩三〇一の一、三〇一の三、三〇二の一、三〇四

長瀬字千石

長瀬字二ノ千石一九五九の二五の二部、一九六〇の一、一九六〇の三、一九六一の一、一九六一の二の二部、一九六二の二、一九六一の三から一九六一の一〇まで、一九六三の二部、一九六四から一九六六まで、一九六七の二部、一九七〇の二部、一九七一の二部、一九七二、一九七三の六の二部、一九七四の二の二部、一九七五の一、一九七五の二、一九七六の二の二部、一九九三の一の二部、一九九三の二の二部、一九九四の二部、一九九五の二の二部、一九九五の二の二部、一九九六の二の二部、一九九六の二、一九七三の一、一九九六の五の二部、一九九六の六の二部、字三ノ下浜一九三一の一の二部、一九三三の二部、一九三四、一九三五の一の二部、一九三九の二の二部、一九三六の二から一九三八の二まで、一九四九の二の二部、字徳松開一七七八の二部、字内千石一七四八の二の二部、一七四八の三、一七四九、一七五〇の二部、一七五三の二部、一七五九の二部、一七六〇の二の二部、一七六〇の四の二部、

長瀬字内千石

字八ノ千石二〇九二の二部、二二〇六の二の二部、字千石の区域のうち二〇〇八、二二〇九の二の二部、二二一〇の二部、二二一一の二部、二二一四の二の二部、二二一四の七の二部、二二一六の二の二部、二二一六の二の二部、二二一八の二の二部、二二二八の三の二部、二二二九の二の二部、二二二九の三の二部、二二二九の五から二二二九の八まで、二二三〇の二の二部、二二三〇の二から二二三二の二まで及び二二三二の三の二部以外の区域

長瀬字千石二二一〇の二部、二二一一の二部、二二二八の二の二部、二二二八の三の二部、二、二二九の二の二部、二二九九の三の二部、二二九九の五、二二九九の六、二二九九の八、二二三〇の二の二部、二二三〇の二、二二三〇の三の二部、二二三二、二二三二の二、二二三二の三の二部、二二三三、字中土手下二二四〇の二部、二二四三の二部、二二四四の二部及び国有地の二部、字二ノ中土手下二二三三の二の二部、二二三三の三の二部、字二ノ内千石の区域のうち一七二六の二の二部、一七二六の二の二部、一七二六の三、一七二六の四、一七二七の二の二部、一七二七の二の二部、一七二七の三の二部、一七二八の二部、一七二二の二の二部、一七二二の三の二部、一七三三の二部、一七三三の二の二部、一七三四の二部、一七三五の二部、一七三九、一七四〇の二、一七四三の二部、一七三六の二部、一七二五の二及び一七四三の四以外の区域、字徳松開一七六三の二部、一七六四の二の二部、一七六四の二の二部、一七六五の二部、一七六七の二部、一七六八の二の二部、

長瀬字十一ノ千石

長瀬字十二ノ千石三〇九の二の一部、二二〇九の三、二二一四の二の一部、二二一四の二の一部、二二一七の二の一部、二二一八の二の一部、二二一八の三の一部、二二一八の三から二二二五まで、二二二六の二、二二二六の三の一部、字十三ノ千石二八〇の二の一部、二二八〇の四の一部、二二八〇の九の一部、二二八一の二から二二八二の八まで、字十一ノ千石の区域のうち二二二八の一部、二二三〇の二の一部、二二三二の二の一部、二二三三の二から二二三四の二まで、二二三五の二の一部、二二三六の二、二二三七の二の一部、二二三七の三、二二三七の四の一部、二二三七の五から二二三七の八まで、二二三七の七の一部、二二四九、二二五〇、二二五一の二の一部、二二五一の三の一部、二二五二の一部、二二五四の一部及び二二五五の二の一部以外の区域

長瀬字十二ノ千石の区域のうち二二〇九の二の一部、二二〇九の三、二二一四の二の一部、二二一四の二の一部、二二一七の二の一部、二二一七の二の一部、二二一八の二の一部、二二一八の三の一部、二二一八の三から二二二五まで、二二二六の二及び二二二六の三の一部以外の区域、字九ノ千石二一五五の二の一部、二一五六の三の一部、二一五六の五から二一五六の三まで、二一五八の一部、二一五九の二の一部、二一五九の二の一部、二一五九の四の一部、二一六〇の二、二一六一の二の一部、二一六二の二の一部、二一六四の二の一部、二一六四の二の一部、二一六四の九の一部、二一六四

長瀬字十ノ千石

の三、二一六四の四、二一六四の六の一部、字六ノ千石二〇三五の一部、二〇三六の一部、二〇三八の一部、二〇六四の一部、二〇六五の二、二〇六五の二、二〇六五の四、二〇六六の一部、二〇六八の二の一部、二〇六八の三の一部、二〇六八の四の一部、二〇六八の二、字十ノ千石の区域のうち二二七四の一部、二二七五の二の一部、二二七五の二の一部、二二七五の六、二二七六、二二七九の二、二一七八、二二七九の二、二一八〇の一部、二一八一、二一八二の二の一部、二一九五の二の一部及び二一九五の三以外の区域

長瀬字中土手下

長瀬字十ノ千石二二七四の一部、二二七五の二の一部、二二七五の二の一部、二二七五の六、二二七六、二二七九の二の一部、二二七八、二二七九の二の一部、二二八〇の二の一部、二一八一、二一八二の二の一部、二一九五の二の一部、二一九五の三、字十ノ中土手下二二三三の二の一部、二二三三の二の一部、二二三三の三の一部、字八ノ千石二一〇六の二の一部、二一〇六の三の一部、二一〇六の四の一部、二一〇六の五の一部、字九ノ千石二一五〇の二の一部、二一五七の二の一部、二一五八の一部、二一四七の二から二一九四まで、二二五一から二二五四まで、二二五五の二の一部、二二五五の二、二二五六の二、二二五六の三の一部、二一六四の二の一部、字十ノ千石二一三〇の二の一部、二一三〇の三の一部、字中土手下の区域のうち二二三七、二二三八の一部、二二三九の一部、二二四〇の二の一部、二二四三の二

一から二二八二の八まで以外の区域

長瀬字新川前

長瀬字二ノ新川前二三〇〇の五一の一部、字和助北一六八六の一の一部、一六九〇の二の一部、字新川前の区域のうち二二九七の一四の一部、二二九七の一六の一部、二二九七の七〇の一部、二二九七の七一の一部、二二九七の六八の一部、二二九七の六九の一部、二二九七の二六の一部、二二九七の八九の一部、二二九八の二〇の一部及び二三〇一の二の一部以外の区域

長瀬字二ノ新川前

長瀬字新川前二二九七の一四の一部、二二九七の一六の一部、二二九七の六八の一部、二二九七の六九の一部、二二九七の七〇の一部、二二九七の七一の一部、二二九七の二六の一部、二二九七の八九の一部、二二九八の二〇の一部、字和助北一六八六の一の一部、一六八七の一部、一六八七の三五の一部、一六八七の三八の一部、一六九〇の二の一部、字新唐川二三一三の一の一部、二三一三の四の一部、二三一五の一の一部、二三一五の二、二三一五の四、二三一七の九から二三一七の二まで、二三一六の七、二三一六の六の一部、二三一九の四の一部、字唐川二三〇二の一から二三〇二の五まで、二三〇五の二の一部、二三〇五の三の一部、二三〇六の二の一部、二三〇六の七の一部、二三〇六の八、二三〇六の九の一部、二三〇六の五の一部、二三〇六の六の一部、二三〇六の七の一部、二三〇六の八の一部、二三〇六の九の一部、字新和助前の区域のうち一六七八か

ら一六八一の一まで、一六八二の一、一六八二の二、一六八三の六の一部、一六八三の七、一六八三の八の一部、一六八三の九の一部、一六八三の三の一部、一六八三の四の一部、一六八三の五の一部、一六八五の五の一部、一六八五の二の一部及び一六八五の六の一部以外の区域、字二ノ新川前の区域のうち二三〇〇の五一の一部以外の区域

長瀬字新唐川

長瀬字新和助前一六八一の二の一部、一六八二の一、一六八二の二、一六八三の六の一部、一六八三の七の一部、字二ノ新中浜一六六三の二の一部、一六六三の三の一部、一六六八の四、一六六七の一から一六六八の二まで、字七ノ中浜一六四四の二の一部、一六六九の一、字新唐川の区域のうち二三一三の一、二三一三の四の一部、二三一三の五、二三一三の六、二三一三の七、二三一三の四の一部、二三一三の一五の一部、二三一三の二の一部、二三一三の三の一部、二三一三の四の一部、二三一三の五の一部、二三一三の六の一部、二三一三の七の一部、二三一三の八、二三一三の九、二三一五の二の一部、二三一五の三、二三一五の四、二三一六の六の一部、二三一六の七の一部、二三一七の九から二三一七の二一まで、二三一八の二の一部、二三一九の二の一部、二三一九の三の一部及び二三一九の四の一部以外の区域

長瀬字二ノ唐川二三七七の二の一部、二三七七の三の一部、二三八〇の二の一部、二三八一の二の一部、二三八四の二

<p>長瀬字唐川</p>	<p>の一部、二三八一の四の一部、二三八五の二の一部、二三八五の三の一部、字新嘉平柳二三三〇の四の一部、二三三七の三の一部、字新唐川二三三三の二の一部、二三三三の四の一部、字唐川の区域のうち二三〇二の二から二三〇二の五まで、二三〇五の二の一部、二三〇五の三の一部、二三〇六の七の一部、二三〇六の三の一部、二三〇六の八の一部、二三一〇の二の一部、二三一〇の三の一部、二三一〇の七の一部、二三一二の二の一部、二三一二の五の一部、二三一二の八及び二三〇六の三の一部以外の区域</p>
<p>長瀬字新嘉平柳</p>	<p>長瀬字二ノ中浜一六六一の三、一六六二、字二ノ新中浜一六六三の二、一六六三の二の一部、一六六三の三の一部、一六六四から一六六六まで、一六六八の三、字新唐川二三三三の二の一部、二三三三の四の一部、二三三三の五、二三三三の六、二三三三の七、二三三三の四の一部、二三三三の七の一部、二三三三の八、二三三三の九、二三三三の八の二の一部、二三一九の二の一部、二三一九の三の一部、字二ノ唐川二三八一の四の一部、字新嘉平柳の区域のうち二三二〇の四の一部、二三二七の三の一部、二三二二の三の一部、二三二二の八の一部、二三二二の二の一部、二三二二の六の一部、二三二二の五の一部、二三二二の二の一部、二三二六の二の一部、二三二七の二の一部、二三二七の二の一部及び二三二七以外の区域</p>
<p>長瀬字二ノ嘉平柳</p>	<p>長瀬字新嘉平柳二三二一の三の一部、二三二一の八の一部、二三二一の二の一部、二三二一の六の一部、二三二一の五の一部、二三二二の二の一部、二三二六の二の一部、二三二七、二三二七の二の一部、二三二七の二の一部、字三ノ唐川二三六二の二の一部、二三六二の三の一部、字三ノ嘉平柳二五三六の一部、二五四〇の二の一部、二五四一の一部、二五四二の一部、二五四三の二の一部、字二ノ嘉平柳の区域のうち二三三〇の三の一部、二三三〇の六、二三三三六の一部、二三三四の一部、二三三五の二の一部、二三三五の四の一部、二三四一の二の一部、三四一の一及び国有地の一部以外の区域、字嘉平柳(北側の土地)の区域のうち三三四九の二の一部、二三五五の一、二三五四、二三五一の二、二三五一の三、二三五一の二の一部及び二三五〇の二の一部以外の区域</p>
<p>長瀬字三ノ嘉平柳</p>	<p>長瀬字三ノ嘉平柳の区域のうち二五三六の一部、二五四〇の二の一部、二五四一の一部、二五四二、二五四三の一部、二五四三の二の一部、二五四三の七の一部、二五四三の八の一部、二五四五の二の一部、二五四四の二の一部、二五四四の二の一部、二五四七の二の一部、二五四七の三の一部、二五五二及び、二五五一の一以外の区域</p>
<p>長瀬字二ノ嘉平柳</p>	<p>長瀬字二ノ嘉平柳二三三〇の三の一部、二三三〇の六、二三三三の六の一部、二三三四の一部、二三三五の四の一部、二三三五の二の一部、二三四一の二の一部、及び国有地の一部、字三ノ嘉平柳二五四二の一部、二五四三の一部</p>

<p>長瀬字嘉平柳</p>	<p>の一部、二五四三の七の一部、二五四三の八の一部、二五四四の二の一部、二五四四の三の一部、二五四五の二の一部、二五四七の二の一部、二五四七の三の一部、二五五一の二、二五五二、字嘉平柳(南側の土地)の区域</p>
<p>長瀬字 二ノ浜根荒神</p>	<p>長瀬字二ノ浜根荒神二五五三の二、字浜根荒神の区域のうち一五八二の二の一部及び一五八二の一以外の区域</p>
<p>長瀬字 三ノ浜根荒神</p>	<p>長瀬字浜根荒神一五八二の二の一部、一五八二の一、字四ノ浜根荒神二六一二、字高浜一五〇〇、一五〇一、一五〇六の一部、一五〇八の一、一五〇八の二の一部、一五〇八の三の一部、一五〇八の四の一部、一五〇八の六の一部、一五〇七の一部、一五〇九の一、一五〇九の五、一五〇九の三の一部、一五三〇の一、一五二〇の五の一部、一五二四の二の一部、一五二六の二の一部、一五二六の三の一部、一五二六の四の一部、一五二六の五の一部、一五二六の六の一部、一五二六の七の一部、一五二六の八の一部、一五二六の九の一部、一五二六の十の一部、一五二六の十一の一部、一五二六の十二の一部、一五二六の十三の一部、一五二六の十四の一部、一五二六の十五の一部、一五二六の十六の一部、一五二六の十七の一部、一五二六の十八の一部、一五二六の十九の一部、一五二六の二十の一部、一五二六の二十一の一部、一五二六の二十二の一部、一五二六の二十三の一部、一五二六の二十四の一部、一五二六の二十五の一部、一五二六の二十六の一部、一五二六の二十七の一部、一五二六の二十八の一部、一五二六の二十九の一部、一五二六の三十の一部、一五二六の三十一の一部、一五二六の三十二の一部、一五二六の三十三の一部、一五二六の三十四の一部、一五二六の三十五の一部、一五二六の三十六の一部、一五二六の三十七の一部、一五二六の三十八の一部、一五二六の三十九の一部、一五二六の四十の一部、一五二六の四十一の一部、一五二六の四十二の一部、一五二六の四十三の一部、一五二六の四十四の一部、一五二六の四十五の一部、一五二六の四十六の一部、一五二六の四十七の一部、一五二六の四十八の一部、一五二六の四十九の一部、一五二六の五十の一部、一五二六の五十一の一部、一五二六の五十二の一部、一五二六の五十三の一部、一五二六の五十四の一部、一五二六の五十五の一部、一五二六の五十六の一部、一五二六の五十七の一部、一五二六の五十八の一部、一五二六の五十九の一部、一五二六の六十の一部、一五二六の六十一の一部、一五二六の六十二の一部、一五二六の六十三の一部、一五二六の六十四の一部、一五二六の六十五の一部、一五二六の六十六の一部、一五二六の六十七の一部、一五二六の六十八の一部、一五二六の六十九の一部、一五二六の七十の一部、一五二六の七十一の一部、一五二六の七十二の一部、一五二六の七十三の一部、一五二六の七十四の一部、一五二六の七十五の一部、一五二六の七十六の一部、一五二六の七十七の一部、一五二六の七十八の一部、一五二六の七十九の一部、一五二六の八十の一部、一五二六の八十一の一部、一五二六の八十二の一部、一五二六の八十三の一部、一五二六の八十四の一部、一五二六の八十五の一部、一五二六の八十六の一部、一五二六の八十七の一部、一五二六の八十八の一部、一五二六の八十九の一部、一五二六の九十の一部、一五二六の九十一の一部、一五二六の九十二の一部、一五二六の九十三の一部、一五二六の九十四の一部、一五二六の九十五の一部、一五二六の九十六の一部、一五二六の九十七の一部、一五二六の九十八の一部、一五二六の九十九の一部、一五二六の百の一部</p>
<p>長瀬字二ノ中浜</p>	<p>長瀬字二ノ中浜の区域のうち一六六一の三及び一六六二以外の区域</p>
<p>久留字二ノ屋敷</p>	<p>久留字屋敷八四の一、八四の七、九〇、一一七の一、字三ノ光吉後一〇一の二、一〇一の三、字二ノ屋敷の区域</p>
<p>久留字大繩</p>	<p>久留字大繩の区域のうち、三〇六の一の一部、三〇六の四の一部及び三〇七の一部以外の区域</p>

<p>長瀬字三ノ唐川</p>	<p>長瀬字唐川二三〇六の七の一部、二三二〇の二の一部、字二ノ唐川の区域のうち二三七七の二の一部、二三七七の二の一部、二三八〇の一部、二三八一の一部、二三八一の四の一部、二三八四の二の一部、二三八五の二の一部及び二三八五の三の一部以外の区域字新嘉平柳二三二二の三の一部、二三二七の二の一部、字嘉平柳(北側の土地)二三四九の二の一部、二三五〇の二の一部、二三五一の二の一部、二三五一の三から二三五五の一まで、二三五五の四の一部、二三五一の一、字三ノ唐川の区域のうち二三六二の二の一部及び二三六二の三の一部以外の区域</p>
<p>久留字三ノ大繩</p>	<p>久留字大繩の区域のうち三〇一の一、三〇二の一及び三〇四以外の区域</p>
<p>久留字三ノ光吉後</p>	<p>久留字三ノ光吉後の区域のうち一〇一の二及び一〇一の三以外の区域</p>
<p>久留字屋敷</p>	<p>久留字屋敷の区域のうち八四の一、八四の七、九〇及び一一七の一以外の区域</p>
<p>長瀬字四ノ浜根荒神</p>	<p>長瀬字四ノ浜根荒神の区域のうち二六二二以外の区域</p>
<p>長瀬字二ノ浜根荒神</p>	<p>長瀬字二ノ浜根荒神の区域のうち二五五三の二以外の区域</p>
<p>長瀬字浜山</p>	<p>長瀬字浜山の区域のうち一六七七の二四及び一六七七の三〇以外の区域</p>

長瀬字七ノ中浜	長瀬字七ノ中浜の区域のうち一六四四の二の一部及び一六六九の一以外の区域
長瀬字新和助前	長瀬字新和助前一六七八、一六七九の二、一六七九の一、一六八〇の一、一六八〇の五、一六八〇の二
長瀬字六ノ中浜	長瀬字六ノ中浜の区域のうち一六二二の二及び一六二四の五以外の区域
長瀬字五ノ中浜	長瀬字五ノ中浜の区域のうち一六一六の二、一六一五の三、一六二〇の一、一六二〇の二及び一六〇八の二の一部以外の区域

鳥取県告示第四百三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
高田内科医院	境港市東雲町七	内科、小児科	高田 貢太郎	昭和四十五年六月八日
齊藤内科 小児科医院	気高郡気高町 勝見大沢	小児科、内科	齊藤 五彦	昭和四十五年六月十三日

二部診療所	日野郡溝口町二部	内科、外科、小児科、産婦人科	武田 千濤	昭和四十五年六月二日
高野歯科医院	米子市東福原 字荒神三七三	歯科	高野 英明	昭和四十五年六月一日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	歯科	松本 頼之	昭和四十五年六月一日
鳥取県中部医師会附属休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	内科、小児科	社団法人鳥取県中部医師会 会長池本謙三	昭和四十五年六月一日

鳥取県告示第四百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字向山北側五五の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津国有林(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡羽合町大字久留九十八番地四羽合砂丘土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る東伯郡羽合町羽合砂丘地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月九日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

米子市新山字頭無シ一九ノ二番地先から九ノ二番地先まで

五九・〇一

道路敷

鳥取県告示第四百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月九日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
西伯郡名和町大字御来屋字大林一、三三二ノ一番地		二六五・〇〇	道路敷
一、三三五ノ一番地		三一・五二	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和四十五年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十五年六月十六日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

- 三 議題 (1) 政党その他の政治活動に関する規程の一部改正について
- (2) 昭和四十五年度明るく正しい選挙推進運動指導者研修会の開催について
- (3) 明るく正しい選挙標語作品募集について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年六月十六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年六月二十五日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部分内（県庁七階）

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万二九四の一 大 西 勝 代

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和45年6月16日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 試験期日

昭和45年9月16日から9月18日まで

2 試験場所

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の交付期間

昭和45年7月10日から8月15日まで（8月15日までの消印のあるものは有効とする）

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農業指導課

7 その他

試験について不明の点は鳥取県農林部農業指導課に照会すること。